

ISSUE BRIEF

環太平洋経済連携協定(TPP)をめぐる動向と課題

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 735(2012.2.2.)

米国を含む環太平洋地域の諸国間で、関税の原則撤廃や様々な貿易・投資に係る障壁を包括的に取り除き、相互の経済連携の緊密化を図ることを目的として、環太平洋経済連携協定(TPP)への動きが展開しています。

このTPPをめぐることは、国政の重要課題の一つとして注目され、交渉への参加の是非をめぐる、国会議員、関係各界を中心に、幅広く国民的論議の的となってきました。

同協定への参加の是非は、その結果が、我が国の経済・社会の各分野に大きな影響を与えるものと予想され、我が国の将来を大きく左右するものとして、今後も論議を呼ぶものとみられます。

本編は、TPPをめぐるこれまでの経緯と様々な分野における論点について整理したものです。また、海外の参照事例として、米韓自由貿易協定をめぐる韓国内の動向も紹介しています。

本編を、今後の国政審議の参考として、ご利用いただければ幸いです。

調査及び立法考査局

調査と情報

第735号

目 次

I	環太平洋経済連携協定（TPP）をめぐる動向と論点	2
1	TPP の概要と動向	2
	植田大祐（経済産業課）	
2	TPP と外交政策	9
	鎌田文彦（外交防衛調査室）	
II	環太平洋経済連携協定（TPP）をめぐる諸分野の課題	11
1	金融サービス	11
	湯本善昌（財政金融課）	
2	郵政事業	14
	中里孝（国土交通課）	
3	国際投資仲裁（ISDS 条項）	16
	植田大祐（経済産業課）	
4	公共事業	18
	井家展明（国土交通課）	
5	農業と食品安全	20
	矢口克也（農林環境調査室）	
6	医療	22
	藤河正憲（社会労働課）	
III	【海外事例】米韓 FTA をめぐる韓国の動き	25
	藤原夏人（海外立法情報課）	

I 環太平洋経済連携協定（TPP）をめぐる動向と論点

1 TPP の概要と動向

2010年10月1日、菅首相（当時）が所信表明演説において、環太平洋経済連携協定（Trans-Pacific Partnership: TPP）交渉への参加検討を表明¹したことを契機として、TPPは日本の通商政策における大きな争点として突如顕在化した。TPPとは、アジア太平洋地域に位置する参加国の間で、貿易・投資の自由化、各種経済制度の調和等を行うことにより、参加国相互の経済連携を促す自由貿易協定（Free Trade Agreement: FTA）²の一種である。日本がこれまで締結してきた経済連携協定（Economic Partnership Agreement: EPA）と比較すると、TPPの自由化水準は極めて高くなると考えられており、影響が予想される産業や関連団体などの間で、TPP交渉参加の是非を巡る激しい意見対立が生じている。

こうしたなか、野田首相は2011年11月、TPP交渉参加に向けて関係国と協議に入る考えを明らかにした³。野田首相の意向を受け、今後は交渉参加に向けて、米国等の交渉参加国との事前協議や、国内産業対策の検討などが本格化していくものと考えられる。

そこで以下では、これまでに公表された政府資料などを基に、TPPの経緯や特徴、交渉参加を巡る賛否について整理した。

（1）TPPの概要

（i）TPP交渉のこれまでの経緯

① P4の成り立ち

現在のTPP交渉には、ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイ、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアの計9か国が参加している。交渉のベースとなっているのは、ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイの4か国間で2006年5月に発効した、P4（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership: Pacific 4）と呼ばれるFTAである⁴。

P4は、1990年代末にニュージーランド、シンガポール、チリ、米国、オーストラリアの5か国で議論されていたFTA構想であるP5（Pacific 5）にその起源を持つ⁵。当時、

¹ 第176回国会衆議院会議録第1号 平成22年10月1日 p.5；同 参議院会議録第1号 平成22年10月1日 p.5。

² 外務省は、締約国間における物品・サービス貿易の自由化を主な目的とする協定をFTA、FTAの内容に加え、知的財産制度などの各種経済制度の調和等も含むより包括的な協定をEPA（Economic Partnership Agreement: 経済連携協定）と定義している（外務省『日本の経済連携協定（EPA）』2009.10. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/pdfs/kyotei_0910.pdf>）。しかし、EPAは日本独自の概念であること、近年の一般的なFTAと日本のEPAの間には内容に関して実質的な差は無いこと等を踏まえ、本稿では、締約国間における経済上の連携を促進する協定全般をFTAと表記し、日本が過去に締結したFTAについてのみEPAの表記を用いることとする。

³ 首相官邸『野田内閣総理大臣記者会見』2011.11.11. <<http://www.kantei.go.jp/jp/noda/statement/201111/11kaiken.html>>；首相官邸『APEC首脳会議内外記者会見』2011.11.13. <<http://www.kantei.go.jp/jp/noda/statement/201111/13naigai.html>>

⁴ 4か国で発効したFTAについてもTPPと表記される場合があるが、本稿では混乱を避けるため、4か国で発効したFTAをP4、P4をベースに現在交渉中のFTAをTPPと表記する。

⁵ P5は、USTR（米国通商代表部）のバシェフスキー代表（当時）の発案であったと思われることが指摘されている（Christopher M. Dent, “Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement (TPSEP),” *New Free Trade Agreements in the Asia-Pacific*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2006, p.191.）。

APEC（アジア太平洋経済協力）の枠組みを通じた貿易・投資の自由化は停滞しており、P5はこうした状況を打開するために提起された構想であった⁶。P5が実現することはなかったものの、この構想を呼び水として、ニュージーランド、シンガポール、チリの3か国の間で、FTA（P3（Pacific 3））の可能性について検討が行われるようになった⁷。その後、2002年10月にはP3交渉の開始が宣言され、2005年4月にはブルネイが交渉に加わり、最終的に4か国間のFTAとして2006年5月に発効したのがP4である。

② 米国等によるP4への参加表明

P4は、APEC全域をカバーするFTAへの発展を意識して作成されており、新規加盟に関する条項⁸を設けて、APEC加盟国に門戸を開放している⁹。この条項に基づき、米国のブッシュ政権（当時）は2008年2月、P4の投資、金融サービス分野に関する交渉への参加と、P4全体への参加検討を表明した¹⁰。その後、同年9月には米国のP4全体への参加決定が発表され、オーストラリア、ペルー、ベトナムも同年11月にP4への参加を表明した¹¹。

③ P4からTPPへ

米国など4か国がP4へ参加するための交渉は、2009年1月に米国で発足したオバマ政権による通商政策の再検討などの事情もあり、当初の予定の2009年3月から1年遅れて、2010年3月から開始された。この2010年3月の第1回会合を起点とする一連の交渉が、いわゆるTPP交渉である。TPP交渉では、P4の条文をベースとしつつも、交渉参加国の提案に基づいて条文の修正、追加等が行われている。そのため、TPPはP4とは別の新しい協定へと変化しつつあると言えるだろう¹²。

TPP交渉は、現在までに10回の会合が行われている（次頁表1参照）。交渉開始時の参加国は8か国であったが、2010年10月の第3回会合において、マレーシアが9か国目の正式な参加国として交渉に加わった。また、2011年11月のAPECでは、日本、カナダ、メキシコの3か国が新たに交渉参加の意向を表明している¹³。当初の想定では、このAPECで交渉が妥結するはずであったが、結果的に妥結には至らず、TPPの大まかな骨格が合意されるに止まった¹⁴。

⁶ *ibid.*, pp.191-197.

⁷ P5が頓挫した理由として、米国のクリントン政権（当時）が議会からファスト・トラック権限（行政府が議会から通商協定に関する交渉権限を与えられ、議会には通商協定の賛否のみを一括して問うことができる仕組みで、現在は貿易促進権限（TPA）と呼ばれる）を付与されていなかったこと、オーストラリアが慎重であったこと等が指摘されている（*ibid.*, p.191.）。

⁸ *Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement*, Article 20.6. (New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade <<http://www.mfat.govt.nz/Trade-and-Economic-Relations/2-Trade-Relationships-and-Agreements/Trans-Pacific/4-P4-Text-of-Agreement.php>>)

⁹ SICE, “Trans Pacific Partnership Agreement (TPP) - Australia, Brunei, Chile, Malaysia, New Zealand, Peru, Singapore, the United States and Vietnam” <http://www.sice.oas.org/TPD/TPP/TPP_e.asp> ; Meredith K. Lewis, “The Trans-Pacific Partnership: New Paradigm or Wolf in Sheep’s Clothing?,” *Boston College International and Comparative Law Review*, 34(1), 2011.1, p.33.

¹⁰ 発効時のP4は投資に関する章を設けておらず、金融サービスも協定の対象外としており、発効後2年以内にこれらの分野を協定に追加するための交渉を行うと規定されていた（Article 20.1, 20.2.）。この交渉は、2008年3月から行われている。

¹¹ 外務省『TPP協定交渉開始までの過程』2011.11.7. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp02_10.pdf>

¹² 石川幸一「新しい協定となるTPP」『国際貿易と投資』84号、2011.夏、p.20.

¹³ 前掲注(3); ジェトロ『環太平洋戦略経済連携協定(TPP)の概要・データ集』2011.12, pp.6-7. <http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/pdf/tpp_outline_data_201112.pdf>

¹⁴ 外務省『環太平洋パートナーシップ(TPP)の輪郭(外務省仮訳)』2011.11.12. <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>>

表 1 現在までの TPP 交渉における各会合の議論の概要

	日程	場所	議論の概要
第 1 回	2010.3.15-19	メルボルン	・ APEC 加盟国の TPP への新規参加を認める原則を確認
第 2 回	2010.6.14-18	サンフランシスコ	・ 既存の各国間の FTA は TPP 発効後も存続させることを確認
第 3 回	2010.10.7-9	ブルネイ	・ マレーシアの交渉参加を承認
第 4 回	2010.12.6-9	オークランド	・ ほぼ全ての分野で条文草案の作成開始 ・ 分野横断的事項について議論
第 5 回	2011.2.14-18	サンチャゴ	・ 各国が 2011 年 1 月に提示していた関税譲許のオファーに基づき、具体的な交渉を開始
第 6 回	2011.3.27-4.1	シンガポール	・ 多くの分野でテキストベースの交渉を開始 ・ 関税譲許のオファーについて相互に改善のリクエストを行う
第 7 回	2011.6.20-24	ハノイ	・ 物品の関税譲許等に関する交渉が進展
第 8 回	2011.9.5-15	シカゴ	・ 貿易円滑化、電気通信等に関する交渉が進展
第 9 回	2011.10.19-28	リマ	・ 分野横断事項、物品の関税譲許等に関する交渉が進展
APEC	2011.11.12-13	ハワイ	・ TPP の大まかな骨格に合意 ・ 日本、カナダ、メキシコによる TPP 交渉参加表明
第 10 回	2011.12.5-9	クアラルンプール	・ 投資、サービス、原産地規則等に関する交渉が進展

(注) 第 11 回交渉は、2012 年 3 月にオーストラリアにて開催予定。

(出典) 『TPP 協定交渉の概括的現状』2011.12. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp01_09.pdf> ; USTR, “Trans-Pacific Partnership” <<http://www.ustr.gov/tpp>> 等を基に、筆者作成。

(ii) TPP の交渉分野

TPP は現在も交渉中であり、条文案なども公開されていないことから、その正確な全貌を把握することは困難で、不明な点も多い。しかし、政府が交渉参加国から収集した情報により、TPP 交渉では、21 の分野について 24 の作業部会が設置されており、それぞれにおいて交渉が行われていることが判明している（次頁表 2 参照）¹⁵。これらの分野の中には、東アジア地域の FTA では珍しい「環境」、「労働」分野¹⁶が含まれているほか、既存の FTA には見られない「分野横断的事項」といった全く新しい分野¹⁷も登場している。しかし、それら以外の分野については一般的な FTA とほぼ共通しており、TPP 交渉の分野構成はそれほど特殊なものではない。なお、日本は過去の EPA 交渉において、TPP のほぼ全ての交渉分野と同様の分野の交渉を手掛けた経験があり、交渉経験が無いのは「労働」と「分野横断的事項」の 2 分野のみである¹⁸。

(iii) TPP の主要な特徴

① 貿易の自由化水準の高さ

TPP の主な特徴としては、物品貿易の自由化水準の高さがまず挙げられる。TPP のベースとなっている P4 は、原則として全品目の関税を即時または 10 年以内に撤廃することを規定しており¹⁹、TPP 交渉を主導しているとされる米国が過去に締結した FTA の自由化

[gaiko/tpp/pdfs/tpp01_07.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp01_07.pdf)>

¹⁵ 「TPP 協定交渉の分野別状況」（平成 23 年 10 月）国家戦略室ウェブサイト <http://www.npu.go.jp/policy/policy08/pdf/20111014/20111021_1.pdf>

¹⁶ 「環境」、「労働」分野は、それぞれ貿易・投資促進のための環境、労働規制緩和の禁止等を議論する分野である。

¹⁷ 現時点では詳細な内容は不明だが、新たな規制導入前に関係当局間で協議等を行うための枠組みの構築や、中小企業による FTA 活用促進といった点が議論されている模様である（前掲注(15), p.79.）。

¹⁸ 渡邊頼純『TPP 参加という決断』ウェッジ, 2011, p.134.

¹⁹ 例外品目は、ブルネイの酒、タバコ等、チリの乳製品など、ごく僅かである。ただし、P4 加盟国間の経済は既に開放的であった上、加盟国間の貿易額は小さかったことから、P4 による貿易自由化の経済的効果は非常に小さかったことが指摘されている（Henry Gao, “The Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement: High Standard or Missed Opportunity?,” 2009.11, p.8.<<http://www.unescap.org/tid/artnet/mtg/>>

表2 TPP交渉の21分野と日本への影響

交渉分野	主な内容	日本への影響 ^(注1)	
		メリット	デメリット
物品市場アクセス	関税撤廃・引下げ	輸出活性化	国内農産品の関税撤廃の可能性あり
原産地規則	関税撤廃・引下げの対象基準	貿易実務の円滑化	原産地証明制度の変更で新たな体制構築の必要が生じる可能性あり
貿易円滑化	貿易手続きの簡素化	貿易手続きの簡素化で中小企業の貿易促進	特になし
衛生植物検疫	食品安全や検疫基準	特になし	検疫水準低下の可能性あり
貿易の技術的障害	製品の安全規格基準	協議機関設置で問題解決の加速化	遺伝子組換え作物の表示が消える可能性あり
貿易救済	セーフガードの発動条件	日本に有利な特定品目を保護できる可能性あり	発動条件厳格化の可能性あり
政府調達	公共事業の発注ルール	日本企業による海外の公共事業への参入促進	外資による日本の公共事業への参入促進
知的財産	模倣品・海賊版の取締まり	日本企業の知的財産権保護強化	新基準導入による特許制度変更の可能性あり
競争政策	カルテル等の防止	公正取引委員会と他国当局との協力促進	国内制度との整合性が問題となる可能性あり
越境サービス	サービス貿易の自由化	自由化分野拡大の可能性	ルール変更による国内法改正の可能性あり
商用関係者の移動	商用の入国・滞在手続きの簡素化	商用関係者の海外渡航が容易になる可能性あり	特になし
金融サービス	国境を超える金融サービス提供のルール	日本の金融サービスの海外展開促進	簡保や郵貯に影響が生じる可能性あり
電気通信サービス	電気通信事業者の義務	途上国の規制緩和で日本企業の進出促進	判断できず
電子商取引	電子商取引のルール・環境整備	日本企業にとって電子商取引の環境整備	新たな規定による国内制度変更の可能性あり
投資	外国投資家への差別禁止	他国の規制緩和で日本企業の投資環境改善	ISDS条項 ^(注2) により投資家から日本が訴えられる可能性あり
環境	貿易・投資促進のための環境規制緩和の禁止	環境で先進的な日本企業の競争力強化	漁業補助金やサメ漁が問題となる可能性あり
労働	貿易・投資促進のための労働規制緩和の禁止	不当な労働条件で生産された製品との競合防止	特になし
制度的事項	協定運用に関する協議機関の設置	日本企業のビジネス環境改善の可能性あり	特になし
紛争解決	協定解釈の不一致等による紛争の解決手続き	特になし	特になし
協力	協定合意事項の履行体制が不十分な国への支援	途上国での人材育成は日本企業のビジネス環境整備につながる可能性あり	特になし
分野横断的事項	複数分野にまたがる規制による貿易への障害防止	議論が収斂しておらず、今後の議論を見極めて対応を検討する必要あり	

(注1) 日本への影響（メリット/デメリット）の部分は、政府による見解をまとめたものである。

(注2) Investor-State Dispute Settlement の略。詳細はII章を参照。

(出典)「TPP協定交渉の分野別状況」(平成23年10月)国家戦略室ウェブサイト <http://www.npu.go.jp/policy/policy08/pdf/20111014/20111021_1.pdf>;「スキャナー 日本抜き TPP着々参加に利点18分野」『読売新聞』2011.10.18;「TPP 日本に利点多く」『日本経済新聞』2011.11.8;「暮らしどうなる TPP交渉参加方針」『朝日新聞』2011.11.12などを基に、筆者作成。

率も、概ね 95%以上と非常に高い²⁰。TPP においても、こうした高い自由化率は基本的に維持されると考えられる。一方、日本がこれまで締結してきた EPA の自由化率は 85%前後であり、P4 や米国の既存 FTA と比較するとやや低い。日本の EPA における関税撤廃の例外品目の多くは農林水産品であるため、TPP に参加した場合、これらの品目の関税撤廃を求められる可能性が高い²¹。

② FTAAP への発展性

FTAAP (Free Trade Area of Asia-Pacific : アジア太平洋自由貿易圏) との関係も、TPP の特徴の一つである。FTAAP とは、2006 年の APEC において米国より提案された、APEC 全域をカバーする FTA 構想である。2010 年 11 月の APEC では、FTAAP の実現に向けて具体的な措置を取っていくことが合意され、その基礎となる FTA として、ASEAN+3 (日中韓)、ASEAN+6 (日中韓、インド、オーストラリア、ニュージーランド)、TPP の 3 つが挙げられた²²。しかし、これら 3 つの枠組みの中で具体的な交渉が行われているのは現時点で TPP のみである。

(2) TPP の経済効果に関する政府試算

2010 年 10 月、TPP 交渉参加の是非を巡る議論の叩き台として、内閣府、農林水産省、経済産業省から TPP 参加による経済効果の試算が公表された。しかし、これらの試算に

表 3 各府省の試算結果比較

	内閣府	農林水産省	経済産業省
前提条件	TPP に参加し、全品目について関税撤廃	米、麦などの主要農産品 19 品目について、全世界を対象に関税を即時撤廃し、何の対策も講じない	① 日本は中国、EU と FTA を締結せず、TPP にも不参加 ② 韓国は米国、中国、EU と FTA を締結
第 1 回目 試算結果 (2010 年 10 月)	概ね 10 年間で 実質 GDP : 2.4~3.2 兆円増 (0.48~0.65%増) TPP による関税撤廃が、経済全般に与える影響 ※ 交渉参加国について、8 か国 (マレーシア参加前) から 11 か国 (9 か国+韓国、カナダ) まで幅を持たせて試算	実質 GDP : 7.9 兆円減少 (1.6%減) 雇用 : 350 万人減少 (主要農産品 19 品目の国内生産減少が、経済全般に与える影響)	実質 GDP : 10.5 兆円減少 (1.53%減) 雇用 : 81.2 万人減少 (2020 年の米国・EU・中国市場における日本の自動車・電気電子・機械産業のシェア喪失が、経済全般に与える影響)
第 2 回目 試算結果 (2011 年 10 月)	概ね 10 年間で 実質 GDP : 2.7 兆円増 (0.54%増) TPP による関税撤廃が経済全般に与える影響 ※ 交渉参加国を 9 か国に限定して試算	----	----

(注) 内閣府の試算は、川崎研一氏 (内閣府経済社会総合研究所客員研究官 : 当時) により行われている。

(出典) 内閣官房『EPA に関する各種試算』2010.10. <<http://www.npu.go.jp/policy/policy08/pdf/20101027/siryou2.pdf>> ; 『GDP2.7 兆円増加』『日本経済新聞』2011.10.26 等を基に、筆者作成。

²⁰ 前掲注(15), pp.3-8. なお、自由化率とは、即時または 10 年以内に関税撤廃を行う品目数の全品目数に占める割合を指す。

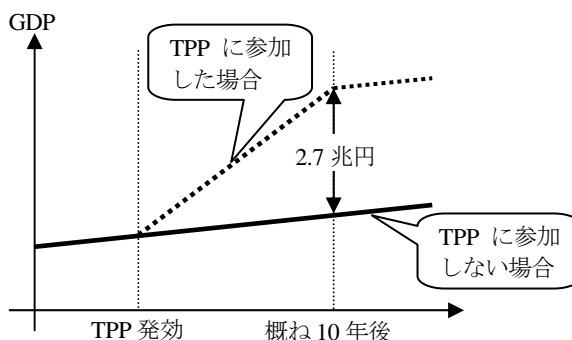
²¹ 同上

²² 『アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) への道筋 (仮訳)』2010.11.14. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2010/docs/aelmdeclaration2010_j03.pdf>

については、前提条件がバラバラで恣意的であるといった批判が相次いだため²³、2011年10月、内閣府により再度試算が行われた（前頁表3参照）。

内閣府の試算は、FTAの経済効果を試算する際に最も一般的に用いられるGTAP（Global Trade Analysis Project）モデルを使用しており、TPP交渉参加国に対し全品目の関税撤廃を行った場合の日本経済への影響をシミュレーションしている²⁴。2011年10月の2回目の試算結果は、概ね10年間で実質GDP2.7兆円増加というものであったが、現時点では、この試算結果がTPPの定量的な経済効果に関する政府としての統一見解である（前頁表3、図1参照）。

図1 内閣府による試算のイメージ



（出典）「交渉参加 TPP Q&A 経済効果は本当か」『東京新聞』2011.11.15等を基に、筆者作成。

（3）賛成派・反対派による主張

（3）賛成派・反対派による主張

2010年10月にTPPが政策的な論点として浮上した当初から、TPP交渉参加を巡って賛成論、反対論が激しく対立してきた。表4（次頁）は、こうした賛否を巡る議論のうち、TPPの全体的な枠組みに関するものを幾つか抜粋して、論点ごとにまとめたものである（農業などの個別分野における議論は、本稿のII章を参照）。

TPPはその性質上、外に対して攻めることが可能な自動車・電機等の輸出型産業には有利で、安価な輸入品が流入してくると想定される農業などの産業には不利な構図を作る²⁵。そのため、当初は輸出型産業と農業を対立軸に据える議論が目立っていた。しかし、TPPには関税撤廃以外にも論点がある以上、こうした対立の図式のみでは問題を矮小化させるとの批判もあり²⁶、現在では様々な分野において議論が行われている。

また、2010年10月の各府省による試算結果の不一致や、TPPに関する具体的な情報の不足などを要因として、賛成派・反対派の間で議論が必ずしもかみ合っていない場合があったことも指摘されている²⁷。TPPが日本にもたらすメリット・デメリットを適切に把握するためには、より多くの正確な情報と、それらに基づいた冷静な議論が必要であろう。

（4）TPP交渉の今後の見通し

TPP交渉参加国は、2012年内の交渉妥結を目指しており、3月のオーストラリアでの会合を皮切りに、同年内には少なくとも5回の会合が開かれる予定である。しかし、様々な分野をカバーするTPPは元来交渉が難しい上、日本、カナダ、メキシコが新たに加わることで交渉はより一層複雑化し、長期化するとの声も多い²⁸。もし交渉が長期化するの

²³ 「各省庁で三者三様の結果に 効果も影響も本当は軽微？政府 TPP 試算の読み方」『週刊東洋経済』6314号、2011.3.11、pp.52-55等。

²⁴ サービス貿易の自由化の影響等は前提として考慮されていない。

²⁵ 熊野英生「賛否はコインの裏表 攻めれば有利、守れば不利だ」『週刊エコノミスト』4208号、2011.12.27、pp.36-37。

²⁶ 前掲注(23)、p.56等。

²⁷ 池田光史・河野拓郎「特集 根拠なき反対派 vs 戦略なき賛成派 TPP 狂騒曲」『週刊ダイヤモンド』4405号、2011.11.12、pp.90-99等。

²⁸ 「TPP 実現はまだ先との見方が優勢—APEC 首脳会議（2）—」『通商弘報』2011.11.25。

表4 TPP参加を巡る賛成派・反対派の主張（総論）

論点	賛成派の主張	反対派の主張
貿易全般	<p>① TPP参加により TPP加盟国の関税率を削減でき、日本企業の輸出競争力を強化できる。</p> <p>② 日本は FTA 政策の面で韓国に遅れを取っており、日本企業は韓国企業と比較して関税面で不利な立場に置かれているが、TPPに参加することで遅れを挽回することができる。</p>	<p>① 農業が大きな打撃を受ける。</p> <p><賛成派の主張①に対する反論></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TPPは実質的には日米 FTA に近いが、米国の工業製品の関税率は既に十分低い。また、関税率が低い場合、貿易にとって重要なのは関税率よりも為替レートである。 <p><賛成派の主張②に対する反論></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 韓国企業の輸出競争力は、FTA ではなくウォン安に起因するものである。
安価な製品の輸入	<p>① 安価な製品を輸入することは消費者にとっては利益となる。</p> <p><反対派の主張①に対する反論></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安価な製品の購入により浮いた所得を他の製品の消費に回せば、需要増加によりその製品の価格が上昇するので、物価全体は必ずしも下落しない。 ・ 日本より貿易依存度の高い国がデフレではないのだから、貿易自由化はデフレの主因ではない。 	<p>① 安価な製品の輸入により、デフレが促進される。</p>
アジア太平洋地域におけるルールメイキング	<p>① TPPが FTAAP へ発展していくと、TPPの貿易・投資ルールがアジア太平洋地域のスタンダードとなる可能性があるため、TPPに参加してルール作成に関与すべき。</p>	<p><賛成派の主張①に対する反論></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TPP交渉には農業国など日本と貿易上の利害が対立する国も参加しており、ルール作成において日本の主張を通すのは難しい。 ・ 既に TPP交渉は相当程度進展しており、ルール作成に関与できる余地はない。
WTO との関係	<p>① WTO交渉は暗礁に乗り上げているため、FTAで自由化を促進すべき。</p>	<p>① TPPは一種のブロック経済であり、貿易自由化はWTOの場で進めるべき。</p>

（出典）戸堂康之『日本経済の底力—臥龍が目覚めるとき』中公新書，2011，pp.61-90；中野剛志「TPP加盟、これだけの危険」『Will』76号，2011.4，pp.224-231等を基に、筆者作成。

であれば、日本にとっては条文作成に関与できる余地が大きくなると考えられる²⁹。また、2012年には米国で大統領選が予定されており、オバマ大統領や議会は TPP交渉を進める上で労働組合など多くの利害関係者に配慮する必要が生じることから、年内の交渉はほとんど進展しないとの見方もある³⁰。

なお、日本、カナダ、メキシコの新規交渉参加に際しては、現交渉参加国全ての承認が必要となる。現時点（2012年1月20日）で入手可能な情報によると、手続きに最も多くの時間を要すると考えられる米国からの承認が得られ、日本が交渉に参加できるのは、早くとも2012年の春から夏頃になる見通しである³¹。

²⁹ 「TPP 正念場」『日本経済新聞』2012.1.1.

³⁰ 前掲注(28)

³¹ 前掲注(29)；「日本の交渉参加支持」『毎日新聞』2012.1.20等。

2 TPP と外交政策

(1) 地域主義的な傾向の広がり

TPP の背景には、国際社会での経済的枠組みの構造的変化が存在する。世界貿易機関 (WTO) は、従来、世界的な規模で自由貿易を推進してきたが、近年、その機能にかげりが見られるようになった。2001年に始まったドーハ・ラウンドでは、先進国と途上国が参加して、自由貿易のルール作りを目指す交渉が続けられたが、相互の利害対立の妥協点を見出すことができず、ついに 2011 年 12 月に、事実上の交渉停止状態に陥った¹。

多数の国家を主体とする交渉の限界が露呈する中、まとまりやすい国どうしが交渉して、貿易や経済の自由化を進める地域主義的な動きが顕著となってきた。すなわち、物やサービスの流通の自由化をはじめとして、経済上の連携を強化する FTA を二国間、多国間で締結する動きである²。TPP も、このような流れの中で進められている FTA の一形態である。

(2) 我が国の外交課題

一方、我が国は、バブル崩壊以後の長期にわたる経済的低迷に悩まされ、巨大な財政赤字をかかえ、また本格的な少子高齢化社会に突入して、経済的浮揚を実現できない状況が継続している。2010 年には、GDP 世界第 2 位の地位を、中国に譲ることとなった。2011 年 3 月の東日本大震災は、我が国の経済社会にさらなる困難をもたらしている。

経済停滞から脱却し、国の活力を維持し、あらたな次元に発展させて、これ以上の国際的な地位の低下を防ぐことは、我が国の国家的課題といえよう。そのためにも、国際政治プロセスに積極的に関与し、東アジアを中心とするアジア太平洋地域の秩序形成に大いにイニシアティブを発揮することが求められている³。

しかも、我が国が、このような外交課題を追求するのは、地域主義的傾向が強まりつつある国際舞台においてである。我が国と TPP との係わり方については、本稿の各論が扱う個々の論点の検討と併せて、このような世界的潮流の中で、日本の外交課題の達成に資するかどうかという大局的な視点からの論議が必要と言えよう。

(3) TPP を推進する米国

現在の TPP 交渉推進のイニシアティブをとっているのは米国である。米国が、積極的に TPP を推進する意図としては、次のような諸点が指摘されている。

第一に、アジアにおける貿易経済秩序のルール作りへの関与である。従来、この地域の経済連携としては、ASEAN+3、ASEAN+6 などの枠組みが模索されてきたが、いずれも米国は加わってはいない。成長著しいこの地域で米国抜きで経済連携が進むのを嫌い、TPP をとおして、アジア太平洋地域への積極的な関与をはかるのが米国の戦略と考えられる。第二に、実質的な経済的利益の追求を目指して、アジア太平洋地域への輸出拡大をはかる意図があると見られている。また、第三に、TPP には、アジアで経済的、政治的、軍事的プレゼンスを拡大する中国に対する牽制という戦略的側面があることが指摘されてい

¹ 「多国間貿易交渉の挫折」『朝日新聞』2011.12.19.

² 同上

³ 大局的な見地からの日本外交の課題について、田中明彦「そして世界は元に戻った—9・11 後の国際政治構造と日本外交」『外交』Vol.9, 2011.9, pp.42-43 参照。

る⁴。

アジア重視政策の一つの表現として、米国が TPP を推進していることについては、大方の見方は一致していると考えられるが、日本の TPP 参加に賛成する立場からは、その経済連携のルール作りに日本も寄与すべきだという論議となり、反対する立場からは、米国の戦略に日本が巻き込まれることへの危惧が提起されて、分岐が生じている。

（４）中国と TPP

中国が WTO に加盟してから、2011 年 12 月で 10 年を迎え、この間に輸出入総額が 6 倍に増加するなど⁵、中国は急速な経済発展を遂げている。その中国は、米国が推進する TPP を自国に対する「揺さぶり」と受け止めて、その動向を注視すると共に警戒感を強めている⁶。TPP に呼応する形で、従来中国が重視して来た ASEAN+3 の経済連携への取組みを強化しているとも言われ、今後の中国の動向が注目される。

日本の TPP 参加に賛成する立場からは、TPP という形でアジアでの経済貿易のルールを確立し、中国がそのルールに徐々に従うように働きかけ、いずれはその中に取り込むことが日本にとっての国益となるとの指摘がなされている⁸。一方、反対する立場からは、中国を除外する形での TPP の意義に対する疑問が提起されている⁹。

（５）日本にとっての TPP

日本の TPP 参加に賛成する立場からは、その意義として、①日本が拠って立つアジアにおいて、孤立を避け、多国間協力の枠組みを作り、総合的安全保障と経済発展をはかる、②経済連携の規範作りに積極的に関与し、将来 TPP に入る国に対して日本にとって望ましいルールを提起する、③貿易自由化を推進し、中国を含む新興国の貿易自由化度を上げる、④経済外交における交渉力を強化する、などの諸点が提起されている¹⁰。すなわち、前述の日本の外交課題推進のための一つの方途として TPP が位置づけられていると言えよう。

一方、反対の立場からは、TPP が農業分野など日本国内の経済社会に及ぼすマイナスの影響を危惧し、それが日本の活力の維持・発展につながらないという視点からの批判がなされているが、TPP に参加しない形での国際秩序への関与の方向性としては、ASEAN+3 の枠組みからアジア圏への経済連携の拡大の方向性などが提起されている¹¹。

⁴ 米国の TPP 戦略について、日本の TPP 参加に賛成する立場からの論考として、馬田啓一「米国の TPP 戦略—背景と課題」『海外事情』59(9), 2011.9, pp.32-36、反対する立場からの論考として、服部信司「TPP—アメリカの対アジア戦略」『TPP 反対の大義』農山漁村文化協会, 2010, pp.31-34 参照。

⁵ 2001 年と 2010 年を比較すると、輸出額は 2661 億ドルから 1 兆 5779 億ドル、輸入額は 2436 億ドルから 1 兆 3948 億ドルへと増加した。21 世紀中国総研編『中国情報ハンドブック 2011 年版』蒼蒼社, 2011, p.456 より。

⁶ 「中国貿易 移る軸足 多国間から二国間・地域に」『朝日新聞』2011.12.13。

⁷ 前掲注(1)

⁸ 例えば、田中均「TPP 参加と日本の未来 ④東アジアの安定に不可欠」『日本経済新聞』2011.12.14 参照。

⁹ 例えば、服部 前掲注(4), p.36 参照。

¹⁰ 例えば、木村福成「環太平洋連携協定 (TPP) とは何か」『経済セミナー』660 号, 2011.6・7, pp.26-30 参照。

¹¹ 例えば、鈴木宣弘・木下順子「真の国益とは何か—TPP をめぐる国民的議論を深めるための 13 の論点」『TPP 反対の大義』農山漁村文化協会, 2010, pp.49-51 参照。

Ⅱ 環太平洋経済連携協定（TPP）をめぐる諸分野の課題

1 金融サービス

（1）総論

TPP 交渉において、金融サービスは 21 の交渉分野の内の 1 つと位置付けられており、金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定めることとされている。現時点では、今後の交渉において、各国（特に米国）がどのような要求を行うかは必ずしも明確となっていない。

金融分野は、金融自由化や金融ビッグバンを経て、既にかなりグローバル化が進んでいる。ただし、米国通商代表部が行った意見募集に対しては、保険分野（特に共済制度）等についての規制改革を求める声が寄せられている¹。また、年次改革要望書にも同様の指摘がある。これらを手掛かりに、以下では、交渉対象となる可能性のある共済制度、保険の銀行窓販について論点を整理し、併せて国内生損保の海外進出拡大の可能性についても触れる。

（2）制度共済

制度共済とは、相互扶助の精神に基づき、金融庁以外の所管官庁の監督の下で、保険業法以外の根拠法に基づいて行われる保険業に類似した事業のことである。現行制度上、制度共済に対する監督は、JA 共済であれば農林水産省、経営セーフティ共済であれば中小企業庁、全労済であれば厚生労働省というように、共済ごとに、それぞれの所管官庁が担当している。

この点について、米国側は度々、民間保険業者との対等な競争条件を確保することを求める要望を出している。例えば、2008 年の米国年次改革要望書は、①民間競合者と同じ税金の支払い、②セーフティーネット組織への資金拠出、③一般の保険会社と同等の規制（準備金積立規制等）の適用、④金融庁の監督下に置くことの 4 点を要求している²。

以上のような背景から、TPP 交渉において日本の制度共済制度の見直しが求められる可能性が指摘されている³。

（3）認可特定保険業者（自主共済、根拠法のない共済）

PTA 共済やペット共済など、小規模で運営され、会員相互の助け合いを趣旨とする、いわゆる自主共済については、従来、特段の根拠法を持たずに行われてきたが、平成 17(2005)年の保険業法改正により、新たに少額短期保険業者制度が設けられ、原則として保険業法の枠内で運営することが義務付けられた⁴。

しかし、共済事業を営んでいた既存の団体の中には、改正保険業法の規制に直ちには適合することが容易でないものも存在したことから、平成 22(2010)年に保険業法が再改

¹ 「日本の TPP 交渉参加問題 米車大手「軽」廃止求める」『日本経済新聞』2012.1.14.

² *Annual Reform Recommendations from the Government of the United States to the Government of Japan under the U.S.-Japan Regulatory Reform and Competition Policy Initiative*, 2008.10.15, p.31. <<http://www.ustr.gov/sites/default/files/2008-2009-Regulatory-Reform-Recommendations.pdf>>

³ 「TPP のポイント 金融サービス かんぽ生命 米見直し要求」『毎日新聞』2011.11.30.

⁴ 保険業法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 38 号）、金融庁「保険業法等の一部を改正する法律の概要」<http://www.fsa.go.jp/houan/162/hou162_01a.pdf>

正された。この法律により、新たに認可特定保険業者の枠組みが新設され、平成 17 (2005) 年の保険業法改正時に共済事業を行っていた者のうち、一定の要件に該当するものは、当分の間、行政庁の認可を受けて、事業を継続することができることとなった⁵。

こうした日本側の対応に対し、米国側は度々見直しの要望を行ってきた。例えば、2006 年の年次改革要望書では、小規模短期保険業として扱われる共済については、一般の保険会社と同様の取扱いをするべきであり、規制の対象外となった共済についても金融庁の監視下に置くべきだと主張した⁶。また、平成 22 (2010) 年に保険業法が再改正されると、2011 年米国通商代表部 (USTR) 外国貿易障壁報告書において、「それまでの進展を逆転させる 2010 年の日本政府の動き」に対して懸念が表明された⁷。

以上のような背景から、TPP 交渉において認可特定保険業者制度の見直しが求められる可能性が指摘されている⁸。

(4) 保険の銀行窓販

日本における、銀行窓口での保険販売は、平成 13 (2001) 年 4 月に一部の商品に限定して解禁されて以後⁹、順次対象が拡大され、平成 19 (2007) 年 12 月に全ての保険商品の販売が可能となった¹⁰。しかし、契約者保護等の観点から、融資先企業の従業員等への販売を禁止する (融資先募集規制) などの弊害防止措置が設けられている¹¹。¹²

この点について、米国側は累次にわたり、弊害防止措置緩和の方向で意見を表明している。例えば、在日米国商工会議所は、平成 23 (2011) 年 5 月に金融庁で行われたヒアリングにおいて、融資先企業の従業員に対する販売規制は不要であり撤廃すべきと提言している。¹³

以上のような背景から、TPP 交渉において保険銀行窓販の規制の見直しが求められる可能性が指摘されている。店舗網の少ない外資系保険会社にとって保険銀行窓販の規制緩和

⁵ 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律 (平成 22 年法律第 51 号)、金融庁「「保険業法等の一部を改正する法律」の一部を改正する法律案の概要」<<http://www.fsa.go.jp/common/diet/176/01/gaiyou.pdf>>

⁶ *Annual Reform Recommendations from the Government of the United States to the Government of Japan under the U.S.-Japan Regulatory Reform and Competition Policy Initiative*, 2006.12.5, p.31. <<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/pdfs/wwwf-20061205-regref.pdf>>

⁷ Office of the United States Trade Representative, *2011 National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS*, 2011.3, p.199.<http://www.ustr.gov/webfm_send/2751>

⁸ 全日本教職員共済連合会「特別決議 自主的な共済制度をつぶす TPP 参加の撤回を強く求める」2011.12.8. <<http://hb2.seikyoku.ne.jp/home/kochikenkyouso/page4/1208TPPhanntaiketugi.pdf>>

⁹ 金融庁「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令 (案) 等の概要」2001.2.6. <<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/hoken/f-20010206-3.html>>

¹⁰ 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令 (平成 17 年内閣府令第 84 号)、金融庁「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等 (案) の公表について」2005.6.10. <<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/hoken/f-20050610-4.html>>

¹¹ 金融庁「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正について」2007.12.21. <<http://www.fsa.go.jp/news/19/hoken/20071221-1/02.html>>

¹² 平成 19 (2007) 年 12 月の全面解禁に際し、金融庁は、「モニタリング結果等を踏まえ、保険契約者等の保護や利便性の観点から、弊害防止措置等について、概ね 3 年後に、所要の見直しを行う」とした。金融庁は、これに沿って、モニタリング結果の収集及び関係者からのヒアリング等を実施し、平成 23 (2011) 年 7 月に「銀行等による保険募集に係る弊害防止措置等の見直しについて」を公表した。これによれば一部の保険商品について平成 24 (2012) 年 4 月より、規制対象から除外されることとなったが、融資先募集規制等の弊害防止措置そのものの枠組みについては維持されることとなった。

¹³ 在日米国商工会議所・欧州ビジネス協会「銀行窓販チャネルの自由化 3 年後の見直しを契機に保険消費者の選択と利便性のさらなる向上を」<<http://www.fsa.go.jp/news/22/hoken/20110531-3/13.pdf>>

は業務拡大の追い風になると言われている。一方で、融資先募集規制が撤廃されると、融資を背景とした販売圧力が高まるとの懸念もある。¹⁴

(5) 国内生損保の海外進出

表1 アジア各国の生損保成長率

少子高齢化の進展や、若者の自動車離れ等を背景に、国内生損保市場は頭打ち状態にある。一方で、アジア諸国の生損保市場は高い成長率を記録している(表1を参照)¹⁵。

国名(※)	GDP成長率 (06年~09年の平均)	損保成長率 (03年~09年の平均)	生保成長率 (03年~09年の平均)
日本	-2.2%	-2.2%	-1.9%
フィリピン	+8.3%	+7.8%	+11.4%
ベトナム	+19.1%	+23.0%	+10.7%
マレーシア	+5.5%	+5.1%	+7.1%
インドネシア	+18.9%	+8.7%	+26.4%

(出典) 高見和也「アジア市場は伸び盛り! 3メガ損保の進出が加速」『週刊東洋経済』(臨時増刊 生保・損保特集 2010年版) 2010.10.7, p.111.を基に筆者作成。

この点について、日本経団連は、TPP加盟に伴

う新興国の外資規制自由化で、日本の金融機関の進出が容易になる旨を主張している。

例えば、現在マレーシアで外国資本が保険業に参入する際、出資比率は70%までに制限され、マレー資本の比率が30%以上であることが求められている。これが、わが国企業によるマレーシアでの保険業務の展開に対する経営上の制約となっている。日本経団連は、TPP加盟によりこの制限が撤廃されれば、わが国生損保各社の業務拡大に資するとしている。¹⁶

¹⁴ 前掲注(2)

¹⁵ 高見和也「アジア市場は伸び盛り! 3メガ損保の進出が加速」『週刊東洋経済』(臨時増刊 生保・損保特集 2010年版) 2010.10.7, pp.108-111.

¹⁶ 日本経済団体連合会「わが国の通商戦略に関する提言 別添—TPPを通じて実現すべき内容—」2011.4.19. <<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2011/030/betten.pdf>>

2 郵政事業

(1) 問題の背景

TPP 交渉参加にあたり、郵政事業の抜本的見直し（以下、「郵政改革」という）が影響を受ける可能性が浮上している。現政権が国会に提出してきた郵政改革関連 3 法案¹は、日本郵政グループの組織形態を、現行の 5 社体制から、親会社である日本郵政株式会社と関連銀行および関連保険会社（実質的に、ゆうちょ銀行およびかんぽ生命。以下、両社を併せて「金融 2 社」という。）の 3 社体制に再編する内容を含んでいる。また、政府は、常時、日本郵政株式会社の議決権の 3 分の 1 超を保有し、日本郵政株式会社は、常時、金融 2 社の議決権の 3 分の 1 超を保有するものとされている。そのため、郵政改革関連 3 法案が成立すれば、金融 2 社に対する政府の間接出資が将来にわたって続くことになる。また、金融 2 社の新規業務は、現在の認可制から届出制に緩和されるため、業務範囲の拡大が容易になる。さらに、政令で定められる、ゆうちょ銀行の貯金預入限度額およびかんぽ生命の保険加入限度額を引き上げる方針も閣僚から示されていた。²

以上のように、現政権が掲げてきた郵政改革の方向性は、金融 2 社に対する政府の間接出資を残す一方で、経営の自由度を高めるというものであった。米国および EU は、かねてより日本郵政と外国企業を含む民間企業との間の競争条件が対等でないと主張しており、郵政改革の動きに対して、WTO 協定の内国民待遇³違反への懸念も表明している⁴。

(2) 米国の懸念内容

米国通商代表部（USTR）のカーク代表は、2011 年 11 月、日本との TPP 交渉に係る事前協議における重点 3 分野のひとつとして、日本郵政の優遇措置見直しを取り上げる意向を示した⁵。米国通商代表部は、同年 3 月に公表した外国貿易障壁報告書⁶の中で、「米国は、日本郵政が民営化されるべきかどうかについては依然として中立である。」としている。ただし、郵政改革の動きについては、「日本の金融市場における競争に深刻な影響を及ぼしか

¹ 郵政改革法案、日本郵政株式会社法案、郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

² 法案の詳細および論点は、中里孝「郵政事業の抜本的見直しをめぐる論点」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』680 号, 2010.6.1. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/pdf/0680.pdf>> を参照されたい。last access 2012.1.27. 以下のインターネット情報はこの日付による。

³ WTO 協定の一部をなす、サービスの貿易に関する一般協定（GATS: General Agreement on Trade in Service）第 17 条において、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることとされている。

⁴ WTO 協定違反への懸念に対して、自見庄三郎金融・郵政改革担当大臣は、「郵政改革法案において、第十二条で、郵政事業は同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性に配慮するものとするを基本方針としております。この基本方針のもとで、経営の自主性と競争条件の公平性のバランスのとれた設計としているところをございまして、郵政改革法案は、WTO を初めとする国際的約束の基本的精神に反するものではないというふうに考えております。その上で、この国際的約束との整合性を確保していく考えてございます。」（第 179 回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第 3 号 平成 23 年 10 月 25 日 p.13.）と答弁している。一方、竹中平蔵氏は「政府与党は、復興財源を確保するという名目の下に郵政改革法案を成立させ、株式売却にこぎ着けようとしている。しかし、もし銀行・保険部門に政府出資が残るような国民新党ベースの案ならば、これは明らかに内国民待遇に反し TPP 合意に沿わないものになる。」（竹中平蔵「TPP 問題」はこれから本番『日経ビジネス』2011.11.21, p.106.）と述べている。

⁵ 「米、3 分野の開放要求 対日 TPP 協議 牛肉・自動車・郵政」『朝日新聞』2011.11.13. など

⁶ Office of the United States Trade Representative, 2011 National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS, 2011.3, pp.195-212. <http://www.ustr.gov/webfm_send/2751>

ねない」とし、日本政府に対し、日本郵政グループ各社と民間事業者との「対等な競争条件を達成するために必要なあらゆる措置を講じるよう求めていく。」としている。TPP 交渉にあたって米国の関心が高いとされる保険分野⁷に係り、同報告書では、「対等な競争条件が確立される前に、日本郵政グループの金融機関の業務範囲拡大を認めないよう引き続き求める。」としている。かんぽ生命の保険加入限度額を 1300 万円から 2500 万円に引き上げるとの 2010 年 3 月の閣僚提言⁸を懸念する旨の記述もあり、対等な扱いを確保するために求める措置として、①金融 2 社に対して民間企業に対するのと同等の監督上の扱いをすること、②日本郵政の事業や関連会社間での相互補助を防止するための適切な対策をとること、③郵便局会社が、そのネットワークにおいて、日本郵政グループ以外の民間事業者の金融商品を透明性を持って差別なく選択し、提供することを確保すること⁹、が例示されている。郵便事業会社と国際急送便事業者の間の競争条件が不公平¹⁰との記述もあり、TPP 交渉参加にあたり、これらが争点となる可能性がある。

(3) TPP 交渉参加による影響

TPP 交渉参加に関連して米国から、日本郵政グループと他の民間事業者との間の対等な競争条件が確立されるまでの間、金融 2 社の業務範囲の拡大や、貯金や保険の限度額の緩和を認めないよう求められる可能性がある。郵便局でかんぽ生命以外の保険商品の取扱いが拡大し、同等に販売されるようになれば、利用者の選択肢が増える半面、かんぽ生命の保険販売が落ち込む可能性が指摘されている¹¹。かんぽ生命は、主力商品である養老保険のニーズの減少に伴う収益力の低下傾向が続いており、それに拍車がかかることも考えられる。一方、TPP 交渉は多国間交渉であり、国有企業の影響力が大きい国々も参加しているため、米国の要求がそのまま通るとは限らないとの見方もある¹²。政府は、金融サービス分野に関して「我が国との二国間の協議において提起されている関心事項（郵政、共済）について、追加的な約束を求められる場合には、慎重な検討が必要」としている¹³。

平成 23 年秋以降、郵政改革のあり方を修正する動きがあり、民主党、自民党、公明党の実務者協議の論点整理には、現行の郵政民営化法の改正によって措置し、経営形態を郵便事業会社と郵便局会社の合併による 4 社体制とすることなどが盛り込まれた。貯金や保険の限度額は、「当面引き上げない」とされたが、競争条件に係る争点ともなりうる株式の保有比率や、金融 2 社の新規業務規制などについては論点として残された¹⁴。協議の結果次第で、TPP 交渉参加に係る影響の程度が左右される可能性もある。

⁷ 「教えて！TPP？15 かんぽ生命どうなる？」『朝日新聞』2011.12.16. など。

⁸ 「郵政改革に関連する諸事項等について（談話）」2010.3.24, <<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/youseikaikaku/youusei/danwa.pdf>>

⁹ 米国の保険会社アフラックのがん保険は、全国の 1,000 の郵便局で取扱われている。「生きるためのがん保険 Days」アメリカンファミリー生命保険会社（アフラック）<<http://www.aflac.co.jp/jpnetwork/days01.html>> かんぽ生命が自社商品の販売を認められていない第三分野保険のうち、がん保険については、保有契約数ベースでみた国内シェアの約 75%がアフラックによって占められている。

¹⁰ 郵便事業会社の EMS（国際スピード郵便）では、税関職員が通関手続を行うため、類似する面のあるサービスを行っている国際急送便事業者よりも、通関手続やコストの点で有利である等の主張がある。

¹¹ 「TPP のポイント 金融サービス かんぽ生命 米見直し要求」『毎日新聞』2011.11.30.

¹² 「TPP の基礎<郵政・金融>」『産経新聞』2011.11.3; 「TPP の焦点 6 金融、郵政」『読売新聞』2011.12.5.

¹³ 「TPP 協定交渉の分野別状況」（平成 23 年 10 月）pp.50-52. 国家戦略室ウェブサイト <http://www.npu.go.jp/policy/policy08/pdf/20111014/20111021_1.pdf>

¹⁴ 「郵政 4 社化 基本合意」『読売新聞』2012.1.21. など。

3 国際投資仲裁 (ISDS 条項)

(1) TPP と ISDS 条項

ISDS (Investor-State Dispute Settlement) 条項¹とは、外国投資家と国家の間の紛争を、国際的な仲裁機関に付託するための手続き等を定めた規定であり、多くの BIT (Bilateral Investment Treaty : 二国間投資協定)²や FTA の投資章³に設けられている。2011 年 11 月に韓国で米韓 FTA が批准された際、ISDS 条項を巡って韓国国内で大きな議論が沸き起こったが、ISDS 条項は TPP にも導入が検討されていることから、日本でも ISDS 条項、国際投資仲裁に注目が集まっている⁴。

(2) 国際投資仲裁の歴史

国際投資仲裁の歴史は、BIT そのものの歴史と同程度に古く、1960 年代にまで遡る。当時の投資の流れは、先進国から途上国へと一方的なものであった。そのため、国際投資仲裁には、信頼できない途上国の裁判所に代わる中立的な紛争解決の場を提供することで、投資家の地位の安定を図る役割が期待されていた。しかし、外国投資家と国家の間の紛争処理メカニズムとしての国際投資仲裁の認知度は、当時は低かったことが指摘されている⁵。

国際投資仲裁を巡る状況が大きく変化するのは、1998 年前後である。この頃、NAFTA (North American Free Trade Agreement : 北米自由貿易協定) の投資章に基づく国際投資仲裁で下された仲裁判断や、MAI (Multilateral Agreement on Investment : 多国間投資協定)⁶交渉に対し強い非難が起こったことを契機として、国際投資仲裁そのものにも注目が集まるようになり、利用件数が一挙に増加した⁷。ここ数年は概ね 30~40 件/年の投資紛争が国際的な仲裁機関に付託されている⁸。

(3) 一般的な国際投資仲裁の仕組み

(i) ISDS 条項による投資紛争の付託

通常の ISDS 条項は、投資受入国が BIT などにおける内国民待遇⁹や最恵国待遇¹⁰等の規定に反する行為を行ったことで投資家が損害を被った場合、投資家は投資受入国を相手取り、当該紛争を国際的な仲裁機関に付託することができる¹⁰と規定している。こうした紛争の付託先として最も頻繁に使用されるのは、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約 (以下、投資紛争解決条約)」により世界銀行グループの一機関として 1966

¹ ISD 条項とも呼ばれる。

² 相手国における自国投資家およびその財産の保護や、締約国間相互の投資自由化等を規定する協定。

³ 投資協定と同じ内容の規定を、FTA の章の一つとして盛り込んだもの。

⁴ 「対米 FTA 韓国与党強行 批准案を可決」『産経新聞』2011.11.23 等。

⁵ 小寺彰「国際投資協定—現代的意味と問題点」藤田昌久ほか『グローバル化と国際経済戦略』(経済政策分析のフロンティア 第3巻) 日本評論社、2011、p.245 等。

⁶ 高い水準の投資の保護・自由化、効果的な紛争解決手続きを含む投資協定を多国間で締結する構想。1995 年の OECD 閣僚理事会で交渉開始が決定されたが、1998 年には交渉が中止された。

⁷ 前掲注(5)、pp.245-246。

⁸ 経済産業省『不正貿易報告書 2011 年版』2011、p.598。

⁹ 内国民待遇とは、協定の締約国の国民に対し、自国民に与える待遇より不利でない待遇を約束することである。

¹⁰ 最恵国待遇とは、協定の締約国の国民に対し、締約国ではない第三国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を約束することを指す。

年に設立された、ICSID (International Centre for Settlement of Investment Disputes : 投資紛争解決国際センター) である。

(ii) ICSID における仲裁

ICSID における仲裁では、投資家により紛争が付託されると、仲裁人の選定が行われ、仲裁裁判所が構成される¹¹。仲裁人は、事前に作成された仲裁人名簿¹²の中から紛争ごとに選定される。一般的に仲裁人は 3 名とされ、投資家、投資受入国がそれぞれ 1 名指名し、両当事者の合意により最後の 1 名が選定される¹³。

そして、審理終了後、仲裁人の多数決により仲裁判断が下される¹⁴。投資受入国の違反が認定されれば、投資受入国は投資家に対し、金銭等による賠償を行わなくてはならない¹⁵。また、仲裁判断は、投資家、投資受入国双方の合意があれば公開される¹⁶。

なお、ICSID における仲裁では、仲裁判断は終局的なものとして、上訴は認められない¹⁷。ただし、仲裁判断に対する不服申立ての手段として、再審¹⁸や仲裁判断の取消し¹⁹等の制度が用意されている。

(4) ISDS 条項、国際投資仲裁を巡る賛否

TPP への関心の高まりとともに、交渉参加賛成派・反対派による ISDS 条項、国際投資仲裁を巡る議論も活発化してきている (表参照)。ISDS 条項は、日本企業の海外投資を守る武器になる一方で、日本政府が外資に訴えられるリスクにもなるため、TPP 交渉参加にあたってはこれらの得失の正確な評価が必要であろう。

表 ISDS 条項、国際投資仲裁を巡る賛否

賛成派の主張	反対派の主張
<ul style="list-style-type: none"> ① 日本企業が TPP 交渉参加国を相手取って訴えを起こすことが可能となり、日本企業の投資活動の保護につながる ② 日本の直接投資受入残高は少ないので、外資から訴えられる可能性は低い 	<ul style="list-style-type: none"> ① 外資が国を訴えることができるとする ISDS 条項は、国家の主権を脅かすものである ② 賠償金狙いで米企業が訴えを乱発する可能性がある ③ ICSID での仲裁は不透明である ④ ICSID での仲裁は判例の拘束を受けないので結果が予測しにくい ⑤ 国際投資仲裁は対途上国投資には有効であるが、適切な法制度を有している先進国であれば、国内裁判所で投資紛争を扱っても問題ない

(出典) キャノングローバル戦略研究所『TPP の論点 (TPP 研究会報告書最終版)』2011.10.26. <http://www.canon-igs.org/research_papers/macroeconomics/20111026_1137.html> ; 東谷暁『間違いだらけの TPP』朝日新聞出版, 2011, pp.173-175 等を基に、筆者作成。

¹¹ 以下では、投資受入国、投資家の母国ともに投資紛争解決条約に加盟しているものと想定する。
¹² 投資紛争解決条約の各締約国 (2011 年 5 月時点で 147 か国) により指名された者と、ICSID の理事会の議長により指名された者から構成されており、各締約国は 4 名まで、議長は 10 名まで指名し、仲裁人名簿に掲載できる (投資紛争解決条約第 13 条)。
¹³ 投資紛争解決条約第 37 条
¹⁴ 投資紛争解決条約第 48 条第 1 項
¹⁵ 賠償などの金銭上の義務については、自国の確定判決と同様のものとして承認・執行しなくてはならない (投資紛争解決条約第 54 条)。
¹⁶ 投資紛争解決条約第 48 条第 5 項
¹⁷ 投資紛争解決条約第 53 条
¹⁸ 投資紛争解決条約第 51 条
¹⁹ 投資紛争解決条約第 52 条

4 公共事業

TPP 交渉では、政府機関や地方自治体による物品・サービスの購入や公共事業の受注に関する政府調達分野について交渉が進められており、公共事業関係では、外国企業が入札に参加できる公的機関の範囲や、建設工事・設計業務等の調達の基準額が交渉の焦点とされる。

現在のところ、TPP 加入の是非について、建設業界や有識者の間では次のような意見が出されており、賛否が分かれているのが現状である。また、現時点では TPP 交渉の内容が明らかとなっていない面もあるため、どのような影響があるか判断が難しいとする意見もある。今後、議論を深めていくためには、政府による一層の情報収集と迅速で正確な情報提供が求められるであろう。

(1) 加入慎重派の主な意見

慎重派には、外国企業の参加できる国際入札の基準額が引き下げられ、特に地方の公共工事市場に外国企業が参入してくるのではないかと懸念する意見が多い。現在、日本の公共工事の基準額は WTO 政府調達協定が適用され、国で 6 億 9000 万円 (450 万 SDR¹) 以上、地方自治体 (都道府県、政令指定都市) で 23 億円 (1500 万 SDR) 以上の案件で外国企業の入札が可能となるが²、今後の TPP 交渉によっては、地方自治体の基準額が大幅に引き下げられる可能性が指摘されている。この場合、地方自治体の国際入札案件が増え、外国企業参入の危険性が広がるだけでなく、入札書類の英文表記等の事務負担が増加することにより、公共事業の執行が停滞して事業量の減少を招く可能性がある。また、地域建設業を保護するための地域要件、分離・分割発注などの仕組みが、外国企業に不利になるとして廃止される恐れがある。さらに、新興国の安価な賃金労働者が流入することになれば、低価格競争の激化で地域建設業の受注が減り、経営が悪化する恐れもあるとする。³

このほか、入札の地域要件などが問題とされた場合、外国企業の流入だけではなく、これまで地方自治体の工事に参入できなかった国内の大手ゼネコンが入札可能となり、大手と中小の建設会社の間で利害が対立する可能性が出てくるとする見方もある。⁴

(2) 加入推進派の主な意見

推進派では、TPP 加入によって、アジア地域等のインフラ需要を取り込む好機と捉える意見が多い⁵。大手ゼネコンで組織する (社) 日本建設業連合会も、TPP 交渉の内容が明

¹ SDR (特別引出権) とは、国際通貨基金 (IMF) 加盟国の準備資産を補完する手段として、IMF が創設した国際準備資産。SDR は、IMF 加盟国の主要国通貨である米ドル、ユーロ、日本円及び英ポンドの通貨レートの一定期間の加重平均によって決定される。SDR の邦貨換算額は、2 年ごとに改訂が行われる。(国際通貨基金「ファクトシート 特別引出権 (SDR)」2010.1<<http://www.imf.org/external/np/exr/facts/jpn/sdrj.htm>>; 日本貿易振興機構「政府公共調達概要」<http://www.jetro.go.jp/gov_procurement/gaiyo.html>)

² WTO 政府調達協定の基準額の詳細は、「政府調達協定及び我が国の自主的措置の定める「基準額」並びに「邦貨換算額」(外務省ホームページ) <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/shotatsu/kijyungaku.html>> を参照。

³ NPO 法人建設政策研究所「TPP への参加が建設分野に与える影響に関する見解」『建設政策』2011.5, pp.28-31; 藤井聡「緊急提言 TPP 参加による建設産業や国際競争への影響は」『日刊建設工業新聞』2011.3.3; 「TPP で国内公共事業の開放拡大?」『日経コンストラクション』2011.12.12, pp.36-38. 等

⁴ 「FOCUS・TPP (環太平洋パートナーシップ協定)」『建設通信新聞』2011.3.4.

⁵ 「TPP のポイント 政府調達 公共事業開放に懸念も」『毎日新聞』2011.12.13. 等

らかでないため、影響や効果を評価することが困難であるとしながらも、日本の建設業の海外展開の観点から TPP などの経済連携協定を推進することは基本的に望ましいという趣旨の見解を表明している⁶。

WTO 政府調達協定の基準額が引き下げられるのではないかという懸念に対しては、すでに TPP 交渉に参加している 9 か国のうち、WTO 政府調達協定に加盟しているのはアメリカとシンガポールだけであり、残る 7 か国がいきなり WTO 政府調達協定以上の水準を目指すことは考えにくいとの見方がある。また、国土交通省によると、国内の公共工事における外国企業の受注実績は、2005 年から 5 年間で、国・地方合わせて 6 件と少ないことから、TPP 加入によりさらなる開放を求められても影響は限定的であるとみられている。

7

また、仮に外国企業が参入したとしても、日本で建設業を営む以上、日本のルールに従う必要があり、日本企業よりも安い海外の労働力が確保できるわけではなく、手抜き工事が許されるわけではない。むしろ、競争が促進され透明性が増すことで談合が解消され、公共事業への支出が軽減されるメリットがあるとする意見もある。⁸

⁶ 「政府の TPP 交渉参加表明について」(社)日本建設業連合会ホームページ) 2011.11.15.<http://www.nikkeiren.com/news/comment_page.html?ci=9>

⁷ 「TPP を知る⑨ 公共事業への影響は？」『日本経済新聞』2011.11.16; 「TPP で国内公共事業の開放拡大？」『日経コンストラクション』2011.12.12, pp.36-38.

⁸ 「(6) 「日本だけ政府調達の開放が義務づけられ、アメリカはバイアメリカンで義務付けられないという、一方措置が要求される」か？」『TPP の論点 (TPP 研究会報告書最終版)』(キャノングローバル戦略研究所ホームページ) 2011.10.26, pp.31-32.<http://www.canon-igs.org/research_papers/macroeconomics/20111026_1137.html>

5 農業と食品安全

(1) 農業

TPP 参加による影響は、政府内においても土地利用型農業（とくに稲作農業や酪農）に関して「壊滅的打撃」¹と「影響はわずか」²との正反対の試算結果がでていいる。このもとでの最大の論点は、農村・地域コミュニティと食料の安定供給とをどのように確保するかにある³。この論点をめぐって、次の2つの点は十分な検討が必要である。

第一は、当初の関税を適正な水準に設定し、その引下げテンポは農業構造調整のテンポを上回らない措置の可能性である。関税自主権があるが、TPP では10年後に原則撤廃することになっている。仮に TPP に参加して、日本の現在の米等輸入制度に代わる新たな措置の構築は可能か、また、10年間でアメリカやオーストラリア、ニュージーランド等の稲作農業や酪農に肩を並べることができるのかどうか。日本農業に規模拡大、コスト低減の余地があったとして、その構造調整は10年間で可能かどうか。

米の内外価格差縮小、円高（為替レート）、構造調整等の見通しを踏まえると、困難な面が透けて見える。一般的に海外との競争には、内外価格差、生産コスト差等でその有無が比較されるが、どこまで何年で同額にできるのか。差額を品質でカバーできるのか。また、差額を直接所得補償する場合には、国内財政がそれを許すのかどうか。

第二は、国内農業の構造調整の実現可能性である。政府は、地域の実情や十分な話し合いを踏まえて、平地20~30ha、中山間地域10~20haの持続可能な力強い農業経営の構築を目指すとしている⁴。これと並行して、浅耕多肥単作農法から地力増強を伴う深耕田畑輪換農法（自然循環・環境保全・省エネ農法）への転換、耕畜連携の推進、水田汎用化・大区画化の基盤整備等も欠かせない⁵。TPP 参加と切り離しても考慮すべき課題である。

担い手の減少と高齢化、耕作放棄地の増大等、農業資源は総量・質ともに後退しており、有効な確保・保全策を講じつつ構造調整を進め、規模拡大によりコスト低減に努める必要がある。規模拡大の推進には、農村地域で圧倒的多数を占める兼業農家の理解と協働がカギを握る。そのために何が必要か、10年間で可能かどうか等、地域ごとに目標とプランと道筋を明確にすることが重要である。

(2) 食品安全

食品安全は「SPS（衛生植物検疫）」⁶の分野になる。これには、「食品表示規制や残留農

¹ 農林水産省：19品目を対象に試算すると、農産物の減少額は約4兆1000億円、食料自給率（カロリーベース）40%から14%程度に低下、農業の多面的機能の喪失額3兆7000億円、GDP7兆9000億円（実質GDPの1.6%）の減少、就業機会の減少340万人。「包括的経済連携に関する資料」

<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/sisan.html>

² 経済産業省：TPP等を締結しなかった場合、10.5兆円、実質GDP1.53%の減少。雇用は81.2万人の減少。「包括的経済連携に関する基本方針について」<<http://www.meti.go.jp/topic/data/101027strategy.html>>; 内閣府（国家戦略室）：2009年の実質GDP（525兆円）をベースに試算すると、2.4~3.2兆円、実質GDP0.48~0.65%の増大。「包括的経済連携に関する資料（平成22年10月27日）」

<<http://www.npu.go.jp/policy/policy08/archive02.html>>

³ 直接所得補償制度やTPPに関する論点等については、矢口克也「TPPと日本農業・農政の論点—貿易自由化・食料自給率・農業構造・制度設計」『調査と情報—ISSUE BRIEF』703号、2011.2.24; 矢口克也「日本農業・農村革進の課題と展望」『レファレンス』729号、2011.10, pp.11-36.

⁴ 「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」2011.10.20. 国家戦略室ウェブサイト

<<http://www.npu.go.jp/policy/policy05/pdf/20111020/shiryo1.pdf>>

⁵ 矢口克也「農法的視点からみた水田農業再構築の課題」『レファレンス』727号、2011.8, pp.31-54.

⁶ WTO協定に含まれる協定（附属書）のひとつで「Sanitary and Phytosanitary Measures」（衛生と植物防疫のための措置）のこと。正式には「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」。検疫のほか、最終製品の規格、生産方法、リスク評価方法など食品安全、動植物の健康に関するすべての措置を対象に。している。詳しくは、「WTO/SPS協定」農林水産省ウェブサイト<<http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/index.html>>

薬基準等の緩和の圧力は必至」とする意見と、「WTOは科学的根拠に基づき各国の食の安全確保の権利を認めており、政府はこれを妨げる提案を受入れない」との意見がある⁷。

ただし、交渉は「何を獲り何を譲るか」であり、現段階ではどちらとも判断できない。交渉全体の進捗状況、日本政府の交渉項目の具体的な取捨選択の方針が明確ではない。交渉当事者自体も、「慎重な検討を要する可能性がある主な点」を3点開示している⁸。

①WTO・SPS 協定上の権利義務の変更が求められるおそれがある。「措置の同等」（輸出国の措置が輸入国の措置とは異なるが、同レベルの保護水準達成の証明となった場合は、これを同等の措置として輸入国が認める概念）と「地域主義」（病虫害発生国であっても、病虫害発生のない清浄地域で生産されたものであればその輸入を認める概念）について、これが適用された場合には、WTO・SPS 協定にしたがい個別案件毎に科学的根拠に基づく検討が困難になる。

②SPS 措置について国際基準（TPP）との調和が義務付けられた場合には、国際基準よりも高い検査上の保護水準を導入・維持できなくなり、WTO・SPS 協定上の各国の権利の行使が制約を受けるおそれがある。

③TPP 参加、交渉参加にあたって、TPP 参加国から懸念の個別品目の輸入解禁や輸入条件の変更等の要請・要求のでるおそれがある。

このような懸念は、TPP とは関係なく独自の問題としてもある。「食品衛生法」等をめぐる日本国内の食品の安全確保についても、消費者から強い要望が表明されているところである⁹。また、TPP はアメリカ主導で進められていることから、2011年1月に成立したアメリカの「食品安全近代化法」のアメリカ基準を押し付けられるのではないかとの懸念も広がっている¹⁰。

この他、個別案件にも課題は多い¹¹。たとえば、遺伝子組換え食品は、日本では使用の表示を義務付けているが（オーストラリア・ニュージーランド・EU も表示義務）、アメリカでは表示不要である。牛肉輸入は、日本が「月齢 20 か月以下」の牛に限定、アメリカは国際基準の「30 か月以下」に緩和を要請し、日本は受入れる方向で検討している。残留農薬基準は、日本では農林水産省が農薬登録、食品安全委員会が実験等で毒性等を検証、厚生労働省が基準値を策定するが、アメリカはこれら手続きの簡素化を要請してくる可能性があるとされる。食品添加物の表示も日米に違いがある。

7 「TPPを知る⑤—『食の安全』脅かされる?」『日本経済新聞』2011.11.9, p.5; 「豆腐から見た TPP」『毎日新聞』2011.11.21, p.2; 以下は『東京新聞』, 「食の安全 規制あってこそ」2011.11.12, p.29; 「米国産牛 根拠なき『安全』」2011.11.18, p.28; 「交渉参加 TPPQ&A—食の安全は」2011.11.19, p.6. 等。

8 「TPP 協定交渉の分野別状況」（平成 23 年 10 月）国家戦略室ウェブサイト

<http://www.npu.go.jp/policy/policy08/pdf/20111014/20111021_1.pdf> なお、交渉全般に関する資料は、「包括的経済連携」国家戦略室ウェブサイト<<http://www.npu.go.jp/policy/policy08/index.html>>, 「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉」外務省ウェブサイト<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/index.html>>

9 「食の安全」（「食の安全と安心をめざして」、「安全性評価（リスク評価）の亀裂・崩壊をもたらした福島原発事故」、「食の安全と安心を目指して—原発と TPP」、「だれのためにもならない食品添加物規制の国際調和」等）『消費者法ニュース』88号, 2011.7.

10 安田節子「米国の食品安全近代化法」『現代農業』90巻9号, 2011.9, pp.346-349. ただし、日本国内においては、同法の評価はまだ不十分とされる（薄井寛「米国の消費者・環境保護団体は TPP のどの部分に関心を強めているのか?—『米国の環境保護や食品安全基準を基礎に』が基本スタンス」『JC 総研 REPORT (TPP 疑問・反論)』(Special Issue 22 基) 5号, 2011.3, pp.9-12.)。

11 安田節子「安全、安心な食と TPP は真っ向から対立する—消費者こそ反対の声を上げなければならない TPP」農文協編『TPP と日本の論点』（農文協ブックレット 2）農山漁村文化協会, 2011, pp.103-109; 森島賢ほか『1時間でよくわかる TPP が暮らしを壊す—雇用、食生活、保険・医療の危機』家の光協会, 2011, pp.15-28; 前掲注（7）

6 医療

(1) 医療分野における TPP 交渉の内容および現状

「TPP 協定交渉の分野別状況」¹に掲載されている 21 分野に医療分野はなく、直接議論の対象とはなっていない。ただし、物品市場アクセスや知的財産の分野で医薬品などを扱うことは可能である。また、これまでの米国政府の対日要求に医療の市場化に関する事項が含まれている²こともあり、わが国の医療制度に悪影響を与えたとの懸念から、日本医師会など医療関係団体を中心に TPP 交渉参加に対して慎重な意見が広まっている。

(2) 医療分野におよぼす影響をめぐる議論

医療分野における議論では、「慎重・反対」の意見が多くを占めるが、「慎重・反対」および「推進」の立場の双方が指摘する論点は、概ね『営利企業による医療機関の経営』『混合診療³の全面解禁』『医師・医療関係者の相互認証』『医薬品・医療機器へのアクセス向上と特許権の強化』の 4 つに収斂される。以下に、両者の主張・論理展開を整理する。

(i) 「慎重・反対」の立場の団体・有識者等⁴のおもな主張・論理展開

(a) 営利企業による医療機関の経営

営利企業による医療機関の経営⁵が容認されると、医療機関に利益追求の側面が強まり、コスト削減による保険診療の質の低下を招き、不採算の診療部門の縮小や過疎地からの医療機関の撤退などが行われ、地域医療が崩壊する。

(b) 混合診療の全面解禁

また、医療機関が利益追求のため高所得者のみが受診可能な自由診療を拡大⁶すれば、やがて通常の保険診療と共通する部分に公的医療保険の適用（混合診療の全面解禁）を求める圧力が強まる。公的医療保険の財政状況が厳しいなか、一旦、混合診療の全面解禁が行われれば、最先端の医療や新薬が保険診療の給付対象に収載されないままとなりかねず、

¹ 「TPP 協定交渉の分野別状況」（平成 23 年 10 月）国家戦略室ウェブサイト

<http://www.npu.go.jp/policy/policy08/pdf/20111014/20111021_1.pdf>

² 坂口一樹「米国の政権交代後の対日通商外交政策とわが国の医療に及ぼす影響」『日医総研ワーキングペーパー』no.228, 2011.2. <<http://www.jmari.med.or.jp/research/dl.php?no=445>>等を参照。

³ 「混合診療」とは、安全性や有効性等が確認されて公的医療保険の適用が認められている治療法（保険診療）と、適用が認められていない治療法（保険外診療）を併用することをいう。保険外診療の併用を無制限に認めると、科学的根拠のない特殊な医療の実施を助長する恐れがあるなどの理由から、混合診療は原則禁止とされ、保険診療と保険外診療を組み合わせた場合は、治療費の全額が患者負担の「自由診療」となる。現状では、「保険外併用療養費制度」として、先進医療や未承認薬の使用を対象とする「評価医療」（将来的に保険診療の対象とするかの「評価」との位置付け）や、差額ベッドや歯科での金合金の使用などを含む「選定療養」で、例外的に混合診療が認められている。なお、2011 年 10 月、混合診療の原則禁止を認める最高裁判決が出ている。

⁴ 日本医師会『医療における規制制度改革に対する日本医師会の見解 —TPP 交渉参加表明に関連して—』2011.11.30. <<http://www.med.or.jp/jma/nichii/tp/>>; 村上正泰「儲かる医療ビジネスの拡大で、国民皆保険は解体の危機に」『季刊地域』5 号, 2011.Spr, pp.28-29; 山岡淳一郎「TPP で破壊される国民皆保険と日本の医療」森島賢ほか『TPP が暮らしを壊す —雇用、食生活、保険・医療の危機』家の光協会, 2011, pp.29-62; 結城康博「TPP がもたらす看護師・介護士における労働問題」『現代思想』39 巻 8 号, 2011.6, pp.122-131. 等を参照。

⁵ 通常の営利法人とは異なり、医療法人は剰余金の配当ができない（医療法第 54 条）などの規制がある。米国通商代表部（USTR）の「2011 年外国貿易障壁報告書」<http://www.ustr.gov/webfm_send/2751>に、わが国は外国事業者を含む営利企業が営利病院を提供する可能性等が制限されているとの内容の記述がある。

⁶ 政府が「新成長戦略」と絡めて推進する「メディカルツーリズム」についても、医療機関が自由診療の外国人患者の診療を優先することで、結果的に保険診療が縮小する恐れがあるとの指摘がある（萩原伸次郎「TPP の狙いとその影響をどう評価するか」『月刊保険診療』66 巻 9 号, 2011.9, pp.66-70. 他）。

国民皆保険制度が縮小・崩壊していく⁷。

(c) 医師・医療関係者の相互認証

他国の資格・免許を相互に認め合う相互認証（クロスライセンス）により、医師・医療関係者の国際移動が進むと、優秀な人材が一部の地域・医療機関に集中する。その結果、医師不足・偏在が進むだけでなく、教育水準の違いによる医療の質の低下⁸が懸念される。また、規制緩和により外国人看護師・介護士が流入することになれば、賃金が上がらず、専門性の担保が困難となり、サービス低下が引き起こされる恐れがある⁹。

(d) 医薬品・医療機器へのアクセス向上と特許権の強化

新薬の特許権の強化や、薬価制度が通商上の障壁とみなされて価格規制の緩和が行われると、新薬・新医療機器の価格が上昇し、患者負担増と公的医療保険財政の悪化が引き起こされる。また、新薬・新医療機器へのアクセス向上のため承認基準の緩和等がなされると、安全性の低下が懸念される¹⁰。

(ii) 「推進」の立場の団体・有識者等¹¹のおもな主張・論理展開

(a) 営利企業による医療機関の経営

医療技術の向上には投資が必要であり、保険診療の診療報酬が低く抑えられている現状においては、株式などの形で医療機関が資金を調達しなければ投資が進まず、わが国の医療の発展が停滞する。

(b) 混合診療の全面解禁

自由診療・混合診療の拡大により、競争を通じた医療レベルの向上が期待できるほか、先進的な医療サービスを受けられないなどの問題が解決する。また、政府は公的医療保険制度を守ることを表明¹²しており、国民皆保険制度の崩壊は現実的にありえない。

(c) 医師・医療関係者の相互認証

政府は、医師等の個別の資格・免許の相互認証を仮に求められた場合には、「我が国の国家資格制度の趣旨を踏まえ、検討する必要がある¹³」としており、外国人医師等に対し、日本語による試験を課さずに医療行為を許容する可能性は低い。また、外国人介護士の導

⁷ 米国の膨大な医療費を引合いにして、営利企業による病院経営と混合診療の多用が医療費増加（総医療費と公的医療費の両方）を招くとの分析もある（二木立「TPPに参加するとアメリカは日本医療に何を要求してくるか？」『日本医事新報』4572号, 2011.12.10, pp.34-35.）。また、保険診療の自己負担は低く抑えられているため、民間保険会社にとって参入余地は低いが、自由診療の拡大・混合診療の全面解禁により自己負担が増大すれば、民間保険会社にとって魅力ある市場となるのではないかと分析もある（村上 前掲注(4)等）。

⁸ 日本医師会 前掲注(4)等。

⁹ 2010年11月の閣議決定「包括的経済連携に関する基本方針」において、「人の移動」として想定されているのは「看護師・介護福祉士等の海外からの人の移動」である。現在、インドネシア及びフィリピンとのEPAに基づき、看護師・介護福祉士候補者の受入れが行われている。これらの候補者は、国内の病院や介護施設で就労しながら資格取得のため研修を受けるが、入国要件は厳しいうえ、認められた滞在期間（看護師候補3年、介護福祉士候補4年）に国家資格を取得できないと帰国しなければならない。なお、入国要件の一つとして、日本人と同等額以上の報酬が支払われる受入れ施設との雇用契約の締結が求められている。

¹⁰ 米国通商代表部（USTR）が2011年9月に公表した「医薬品へのアクセス拡大のためのTPP貿易目標」（外務省仮訳 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp02_01.pdf>）に、米国のジェネリック医薬品と革新的新薬の市場参入機会を確保するため、TPP参加各国の医薬品・医療機器の関税撤廃や、国内の医薬品の流通障壁の最小化のほか、各国の公的薬価制度の運用の透明化と手続きを公平にすることなどが求められている。

¹¹ 上昌広「TPPは我が国の医療にマイナスか」『厚生福祉』5866号, 2011.12.13, pp.4-7; 日本商工会議所『TPP交渉早期参加についての見解』2011.9.14. <<http://www.jcci.or.jp/recommend/2011/0914173902.html>>; 「検証TPP・『日本が提起すべきテーマ』—日本総研・湯元理事」『医療介護CBニュース』2011.11.21.等を参照。

¹² 「TPP、野田首相『公的保険は例外』 コメは明言せず 参院予算委」『朝日新聞』2011.11.15, 夕刊 他

¹³ 「TPP協定交渉の分野別状況」（前掲注(1)）

入は、慢性的マンパワー不足解消の一つの方策となる。

(d) 医薬品・医療機器へのアクセス向上と特許権の強化

承認の迅速化などにより新薬・新医療機器へのアクセスが向上し、ドラッグラグ・デバイスラグ¹⁴が解消される。また、米国の求める薬価制度の新薬創出加算¹⁵の恒久化は、わが国の製薬業界も求めており、薬価の維持で得られた収益を製薬企業が次の研究開発費へ回すことで、新薬開発の活性化につながる。その他、特許権の強化は、日本発の新薬の特許の保護にもつながり、わが国の製薬業界に恩恵をもたらす¹⁶。

(3) 今後の動向について

医療分野は TPP 交渉で直接議論の対象となっていないため、今後の動向について不明な点が多いが、米豪 FTA や米韓 FTA では医薬品分野の規定¹⁷が設けられたことから、政府は TPP においても同様の「医薬品分野に関する規定が置かれる可能性¹⁸」があることを考慮すべき点に挙げている。また、これまでわが国は米国政府より医薬品・医療機器の価格規制の撤廃・緩和要求を受けており、情勢によっては規制の撤廃・緩和が行われ、新薬・新医療機器の価格が高騰する可能性は高いとの分析¹⁹もある。

「慎重・反対」の立場の団体・有識者の一部は、国民皆保険制度の縮小・崩壊につながるとして、とくに「営利企業による医療機関の経営」と「混合診療の全面解禁」に懸念を示している。「営利企業による医療機関の経営」については、国内全域で実施を可能とするためには日本の医療関係法規全体の改正が必要であり、短期的に実現しないが、長期的にみれば経済特区内で実現する可能性は否定できないとの分析²⁰がある。

また、「混合診療の全面解禁」については、国民皆保険制度の基本理念に抵触する問題であるゆえに、きわめてハードルが高い²¹ことから、議論の対象とはならない可能性がある²²。しかしながら、国内の現状に目を向ければ、医療費適正化で保険給付を制限する流れがあり、また、医療技術の進歩が速くて新薬や最先端医療への公的医療保険の適用が追い付いていない問題がある。こうしたことから「なし崩し的に混合診療が進む前に、現実的かつ合理的な保険導入のルールをつくる必要があるのではないか²³」との指摘がある。

¹⁴ 海外で使われている最新の治療薬や医療機器が、日本国内では使えないという問題。

¹⁵ 正式名称は、「新薬創出・適応外薬解消等促進加算」。一定の要件を満たす新薬について、薬価の引下げを一時的に猶予し、実質的に薬価を維持する仕組み。2010年4月の診療報酬改定で試行的に導入された。

¹⁶ 「深層 TPP 参加交渉 医療の『小泉改革』は再来するか」『医薬経済』1407号, 2011.11.1, pp.6-8.

¹⁷ 米豪 FTA では、豪州の新薬の保険適用に関する審査の透明性の確保等が規定され、FTA 発効後に保険償還の対象となる医薬品の薬価リストへの掲載方法が見直された。また、米韓 FTA では、新薬の特許権の強化のほか、医薬品・医療機器の価格設定等を申請者の求めに応じて見直す独立機関を設置することが確認されている。

¹⁸ 「TPP 協定交渉の分野別状況」(前掲注(1))。なお、政府(医薬品管理庁)が薬を買い入れ、国内に安価に供給する制度を持つニュージーランドでは、TPP により制度が改変されれば国民の利益が損なわれるとして危機感が強まっている(「(教えて! TPP:11) 薬の値段が高くなる?」『朝日新聞』2011.12.9. 他)。

¹⁹ 二木 前掲注(8)

²⁰ 同上。「2011年外国貿易障壁報告書」(前掲注(5))と同様、2008年～2010年の「外国貿易障壁報告書」でも営利企業による病院経営の容認が要望されており、経済特区での容認について言及があった。なお、韓国では、「経済自由区域」内で営利企業による医療機関の経営が容認され、仁川で米国資本の病院が建設されている。

²¹ 村上 前掲注(4)

²² 米国通商代表部(USTR)が、TPP への参加交渉や事前協議で「混合診療の全面解禁」を議論の対象外とすることを日本政府に非公式に伝えていたとの報道がある(「TPP 混合診療は対象外 皆保険に配慮し米側譲歩」『北海道新聞』2012.1.23. 他)

²³ 川淵孝一「“なし崩し的に進む混合診療 独・仏を参考に模索すべき」『週刊ダイヤモンド』2011.12.24, p.78.

Ⅲ 【海外事例】米韓 FTA をめぐる韓国の動き

1 韓国国会における批准同意案の可決

米韓 FTA は、物品貿易の自由化のみならず、投資、サービス、政府調達、知的財産権等、幅広い分野を対象とする包括的な協定である¹。米韓 FTA 交渉は、盧武鉉（ノ・ムヒョン）前大統領在任中の 2007 年 4 月に妥結し、その後行われた追加交渉も 2010 年 12 月 3 日に妥結した²。アメリカの乗用車の関税（2.5%）が発効 5 年目から撤廃されるなど、韓国の自動車産業等にとっては対米輸出増加が期待できる内容となったが、その一方で、韓国はコメ等一部の品目を除くほぼ全ての農産品の即時又は段階的な関税撤廃を受け入れた。また、医薬品許可一特許連係制度等、関税以外の様々な事項も取り決められた。

韓国政府は追加交渉分を含めた批准同意案を 2011 年 6 月 3 日に国会に提出した³。批准同意案は同年 9 月 16 日に外交通商統一委員会に付託されたが、最大野党の民主党（現民主統合党）をはじめとする野党側は、仲裁機関による投資家国家間の紛争解決手続を定めた、いわゆる ISD 条項等の争点を取り上げ、韓国に不利な内容であるとして、アメリカ側との再々交渉を要求した⁴。

米韓 FTA の批准手続は、同時期にアメリカにおいても進められ、同年 10 月 21 日、オバマ大統領が米韓 FTA 履行法に署名したことにより、アメリカ側の批准手続が先に完了した。韓国政府及び与党ハンナラ党は、2012 年 1 月 1 日の発効を目指して速やかな批准同意案の可決を目指していたが、一部の野党議員が委員会室を占拠するなどの強硬手段に打って出た。こう着状態を打開するため、李明博（イ・ミョンバク）大統領は、2011 年 11 月 15 日に国会を訪問し、国会が批准同意案を可決すれば、ISD 条項についてアメリカ側に再交渉を要求する旨を述べ、野党側に協力を要請した⁵。民主党は、米韓 FTA をめぐる数多くの争点の中でも、国会の立法権を制約し、公共政策に深刻な影響を与えるとして ISD 条項をとりわけ問題視し、ISD 条項の再々交渉を最小限の要求事項とするところまで譲歩する態度を見せたが、批准前にアメリカ側と再交渉を行うか、又は再交渉の約束を取り付けることを要求し、李明博大統領の要請を拒否した⁶。しかし、11 月 22 日、議長の職権により、批准同意案が直接本会議に上程され、強行採決されるとともに、米韓 FTA 締結に伴う 14 法案⁷も可決された。11 月 29 日、李明博大統領が可決された法案に署名した

¹ 韓国政府が公表している米韓 FTA 協定本文、説明資料等については、外交通商部のウェブサイト「韓・米 FTA」を参照。<<http://www.fta.go.kr/korus>> 以下、インターネット情報は 2012 年 1 月 16 日現在である。

² 米韓 FTA の交渉経緯については、以下の資料を参照。奥田聡『韓国の FTA—10 年の歩みと第三国への影響—』アジア経済研究所、2010；日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部北米課『米国の新たな自由貿易協定（FTA）の動き～韓国、コロンビア、パナマとの FTA～』日本貿易振興機構（ジェトロ）、2011.12. <http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000790/us_new_fta.pdf>

³ 「대한민국과 미합중국 간의 자유무역협정 및 대한민국과 미합중국 간의 자유무역협정에 관한 서한교환 비준동의안」(大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定及び大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定に関する書簡交換批准同意案) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_R1C1W0Y6Q0U3N1E7O5S7D2Z8S6O5D6>

⁴ 民主党の主張の要点及びそれに対する政府の反論については、「민주당재협상안에 대한 정부입장」(民主党再々交渉案に対する政府の立場)を参照。 <<http://www.fta.go.kr/korus/issue/minju.asp>>

⁵ 「이용섭 대변인, 이명박 대통령 국회방문 관련 긴급 브리핑」(イ・ヨンソプ報道担当、李明博大統領国会訪問関連緊急ブリーフィング) 2011.11.15. <<http://www.minjoo.kr/news/news.jsp?category=briefing>>より

⁶ 「이용섭 대변인, 긴급의총 결과 브리핑」(イ・ヨンソプ報道担当、緊急議員総会結果ブリーフィング) 2011.11.16. <<http://www.minjoo.kr/news/news.jsp?category=briefing>>より

⁷ 米韓 FTA の締結に伴い制定又は改正が必要となる、いわゆる「履行法案」については、정민정 (チョン・ミ

ことで、韓国側も批准手続が完了した。全国経済人連合会等の経済団体は歓迎の意を表したが、野党側は強行採決に強く反発し、街頭では反対デモが連日大規模に行われた。

2 米韓 FTA 締結による韓国への影響

2011年8月に発表された政府系研究機関10機関による「韓・米 FTA 経済的効果再分析⁸⁾によると、米韓 FTA 発効により、韓国の長期的⁹⁾な実質 GDP 成長率は 5.66% (短期的には 0.02%) 増加し、長期的な雇用は約 35 万人 (短期的には 4,300 人) 増加すると予測されている。また、米韓 FTA から韓国が受ける恩恵が大きいとされる自動車産業では、発効後 15 年間で年平均 7 億 2200 万ドルの対米輸出増加が見込まれている。一方、大きな損失を被るとされている農畜産業では、発効後 15 年間で年平均 4 億 2400 万ドルの対米輸入増加及び年平均 8150 億ウォンの生産減少が見込まれている¹⁰⁾。

米韓 FTA の影響は、製造業や農業のみならず、多方面に及ぶ。米韓 FTA 批准同意案とともに可決され成立した 14 法案の中には、コンピュータ上の著作物の一時的保存の複製認定、著作隣接権の保護期間延長、法定損害賠償制度導入等を定める「著作権法一部改正法律案¹¹⁾」、医薬品許可—特許連係制度導入のための「薬事法一部改正法律案¹²⁾」、米韓 FTA 発効後の郵便局保険の種類の新設を不可とし、既存の郵便局保険への金融当局の監督を強化する「郵便局の預金及び保険に関する法律一部改正法律案¹³⁾」等が含まれている。

3 FTA 対策

批准同意案可決後の 2011 年末に開かれた国会本会議において、「自由貿易協定締結に伴う農漁業人等の支援に関する特別法一部改正法律案¹⁴⁾」をはじめとする米韓 FTA 対策法案が多数可決された。また、与野党の合意に基づき、批准同意案の審議過程で最大の争点となった ISD 条項について、アメリカ側との再交渉を求める「大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定再交渉要求決議案¹⁵⁾」及び通商条約に対する国会の統制を強化するための「通商

ンジョン)「한·미 FTA 이행법안 정비 현황」(韓・米 FTA 履行法案整備現況)『 이슈와 論點』2011.11.30. を参照。 <http://www.nars.go.kr/publication/boardView?div=10&type=07&invest_id=000000014646&baseURL=/publication/board?div=10^type=07> 履行法案は全部で 25 本とされる。

⁸⁾ 「한미 FTA 경제적 효과 재분석」(韓米 FTA 経済的効果再分析)『企画財政部報道資料』2011.8.5. <http://www.mosf.go.kr/_news/news02/news02.jsp?hdnRecent=20&hdnCommand=new> より

⁹⁾ 米韓 FTA の効果により、新たな均衡に到達するまでの間とされ、具体的な期間は設定されていない。

¹⁰⁾ ただし、米韓 FTA により輸入元がアメリカに変更される農畜産物が発生するため、アメリカ以外の国からの農畜産物の輸入は、発効後 15 年間で年平均 1 億 6100 万ドル減少するとされている。

¹¹⁾ 「저작권법 일부개정법률안」(著作権法一部改正法律案) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_I1A1H1J1N0I2C1O8Y1B8U1C8W4I8D2>

¹²⁾ 「약사법 일부개정법률안」(薬事法一部改正法律案) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=ARC_L1F1X0S8M1B9U1P4T1T0W0F2U7I3X3>

¹³⁾ 「우체국예금·보험에 관한 법률 일부개정법률안」(郵便局の預金及び保険に関する法律一部改正法律案) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_ZOY8W1R0E1D3C1R6L3C3Y5K4S5J0P7>

¹⁴⁾ 「자유무역협정 체결에 따른 농어업인 등의 지원에 관한 특별법 일부개정법률안」(自由貿易協定締結に伴う農漁業人等の支援に関する特別法一部改正法律案) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_C1M1W0Z9B0E1J0C9J3U8B0C6P6R5F1>

¹⁵⁾ 「대한민국과 미합중국 간의 자유무역협정 재협상 촉구 결의안」(大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定再交渉要求決議案) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_E1Y1G1A2M2O3F1B7A5C7P2V9B5Z7P1>

条約の締結手続及び履行に関する法律案¹⁶」も可決された。

政府は2012年1月2日、2011年末に米韓 FTA 対策法案が多数可決されたことを踏まえ、2011年8月に発表した「FTA 環境下における農漁業等の競争力強化総合対策¹⁷」に続く追加対策として「韓・米 FTA 批准に伴う追加補完対策¹⁸」を発表した。FTA 対策の規模は前回より2兆ウォン増額され、24兆1000億ウォンとなった¹⁹。損失補填制度の機能強化、畑作や漁業への直接支払い制、農家の施設現代化の促進等の様々な支援策を講じる。

4 FTA の発効と TPP

現在、両国は米韓 FTA 発効に向けた協議に入り、発効のための準備作業を行っているが、当初目標としていた2012年1月1日の発効は実現しなかった。政府が1月2日に公表した「韓・米 FTA 追加補完対策細部参考資料及び Q&A²⁰」によると、多少遅れは出ているものの、発効が著しく遅延することはないと見込んでいる。なお、発効1年後には「韓半島域外加工地域委員会」が設置され、開城(ケソン)工業団地など北朝鮮で生産された製品を韓国産として取り扱うかどうかについて協議する予定となっている²¹。

ISD 条項に関するアメリカ側との協議については、発効後に両国が設置する委員会(「サービス・投資委員会²²」等)で行われるとされている。政府は、ISD 条項は韓国にとっても必要であると述べており²³、根本的な変更が加えられる可能性は低い。すでに政府は、国内対策として ISD 条項に関する地方公共団体の啓発、専門家とのネットワーク構築等、対政府訴訟を未然に防止するための活動を強化する方針を明らかにしている²⁴。

韓国の通商政策は近年、FTA を軸とした戦略をとってきた²⁵。現時点で、韓国は TPP への参加に消極的であるが、今後の行方を注視している状況である。金星煥(キム・ソンファン)外交通商部長官は2011年12月12日、TPP 参加9か国とは、いずれも FTA を締結し、又はその交渉中であることを理由に、直ちに TPP に参加する経済的実益はあまりないとしながらも、「進展動向を鋭意注視している²⁶」と述べた。

¹⁶ 「통상조약의 체결절차 및 이행에 관한 법률안(대안) (通商条約の締結手続及び履行に関する法律案(委員会代案)) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_C1G1A1D0Y2R5A1M1B0A6Z0S0K9G0K0>

¹⁷ 「2017년까지 농어업 분야 22.1 조 지원…당초 계획보다 1 조↑」(2017年まで農漁業分野 22.1兆支援…当初計画より1兆↑)『財政部ニュース』2011.8.19. <http://www.mosf.go.kr/_news/news01/news01a.jsp?hdnRecent=20&hdnCommand=new>より

¹⁸ 「한-미 FTA 비준에 따른 추가 보완대책」(韓・米 FTA 批准に伴う追加補完対策)『企画財政部報道資料』2012.1.2. <http://www.mosf.go.kr/_news/news02/news02.jsp?hdnRecent=20&hdnCommand=new>より

¹⁹ これとは別に29.8兆ウォンの税制支援も行われるとされている。

²⁰ 前掲注(18)

²¹ 「부속서 22-나 한반도 역외가공지역 위원회」(付属書 22-ナ 韓半島域外加工地域委員会) <<http://www.Fta.go.kr/korus/img/pdf/kor/k65.pdf>>

²² 「한·미 FTA 관련, 중소기업/서비스·투자분야 서한교환」(韓・米 FTA 関連、中小企業/サービス・投資分野書簡交換) 2011.11. <<http://www.fta.go.kr/korus/img/pdf/kor/중소서비스.pdf>>

²³ 前掲注(4)

²⁴ 「2012년 업무보고 상세보고서」(2012年業務報告詳細報告書)『法務部報道資料』2011.12.26. <http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs_03/BoardList.do?strOrgGbnCd=100000&strRtnURL=MOJ_30200000&strFilePath=moj/&strNbodCd=noti0005>より

²⁵ 植田大祐「諸外国の FTA 政策—韓国、米国、中国の事例—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』618号, 2008.6.12.

²⁶ 「김외교 "한미 FTA 발효, 내년 1월 1일 넘길 수도"」(金外交通商部長官「韓米 FTA 発効、来年1月1日を越えることも」)『聯合ニュース』2011.12.12. <<http://www.yonhapnews.co.kr/>>より